

動産譲渡担保権の実行に関する実務上の諸問題

弁護士 奥津 周

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（以下「法」という。）は、動産譲渡担保権の実行手続を法定している。その中では、帰属清算・処分清算のそれぞれの実行手続が定められるとともに、受忍義務、実行のための保全処分、実行のための引渡命令、実行後の引渡命令などの新たな設定者の義務や担保権者の権利が定められた。本報告は、このような新たな動産譲渡担保権の実行手続に関する法制度について、実務上どのような問題が生じるかについて検討するものである。

設定者は、譲渡担保権者による「帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為」を拒むことはできない（法 63 条、受忍義務）。法は単に「必要な行為」と定めるだけであり、「必要な行為」の文言のみからは、解釈の仕方によっては相当広く担保権者の求める行為を拒むことができないように思われる。しかし、過度な設定者への介入は、設定者の事業継続の機会を失わせたり、また清算金請求権との同時履行や留置権といった設定者の権利を制限することになりかねない。この点をどのように解釈すべきか、検討する。

実行のための引渡命令の要件は、「帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは」であり、受忍義務の要件と文言上は類似している。動産の評価や処分のためには動産が手元にあることが必要であることが多いと思われ、この要件を満たす場合は多いと思われるが、ここでも過度な権利行使は設定者の事業継続の機会を失わせることもありうる。引渡命令の要件についてもどのように解釈すべきか、検討する。

動産譲渡担保権設定者や占有者が「価格減少行為等」をし、又はそのおそれがあるときは、担保権者は保全処分の申立てができるとされている（法 75 条）。これは、軽微な場合は対象外となる点なども含めて、民事執行法の「売却のための保全処分等」（民事執行法 55 条）を参考に制度設計がされている。もっとも、不動産と動産とで自ずと価格を減少させる行為の範囲は異なると思われる。また、動産は時間の経過のみによって価格が減少する場合もあると思われ、具体的に、どのような場合にこの「価格減少行為等」に該当し得るのか、検討する。

その他、集合動産譲渡担保の実行の予告通知と分別保管の関係や再度実行と一部実行の区別などについても検討する。